

(〇 . 〇 . 〇)

グローバル法務系専門職大学院基準（改定案）

公益財団法人 大 学 基 準 協 会

グローバル法務系専門職大学院基準について

- (1) グローバル法務系専門職大学院基準（以下「本基準」という。）は、大学基準協会（以下「本協会」という。）が、グローバル法務系専門職大学院の認証評価機関として、その評価を行うために設定したものである。

本基準が対象とするグローバル法務系専門職大学院とは、以下の要件を備えた大学院をいう。

- ① 法務分野における高度な専門知識、広い見識及び実務能力を備え、国際的な実践の場で活躍できる能力を持った人材の養成を基本的な使命（mission）としていること。
- ② 授与する学位が、グローバル法務修士（専門職）又はこれに相当する名称のものであること。

- (2) 本協会は、大学が教育研究の適切な水準の維持・向上を図るための指針として、本協会が行う大学評価の基準である「大学基準」をはじめ、諸基準の設定・改定を行ってきた。本基準は、「大学基準」を頂点とする本協会諸基準の中に位置づけられるものである。

- (3) 本基準は、以下の4つの大項目により構成されている。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 使命・目的 | 2 教育課程・学習成果、学生 |
| 3 教員・教員組織 | 4 専門職大学院の運営と改善・向上 |

- (4) 基準の各大項目は、「本文」、「基礎要件」及び「評価の視点」により構成されている。

「本文」は、その大項目の趣旨を定めたもので、専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命を果たし、さらに、個別の専門職大学院独自の目的を実現するために必要な内容を示している。

「基礎要件」及び「評価の視点」は、「本文」の趣旨を踏まえ、各専門職大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が専門職大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイントを個別的に示したものである。このうち「基礎要件」は、法令事項をはじめとした基礎的な事項を指し、評価の前提となる必須事項として確認が求められるものである（具体的な対象範囲は別に定める）。なお、個々の「基礎要件」や「評価の視点」を解釈し適用するにあたっては、必ず「本文」によってその趣旨を理解し、相互の連関性等に十分な注意を払うことが求められる。

- (5) 「本文」、「評価の視点」及び「基礎要件」を踏まえた評価の結果、長所・特色に関する事項や改善を要する事項が見られた場合には、次の区分及び要件で提言を付す。

<是正勧告>

- ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な事項。

〔 <是正勧告>の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画をも
って措置を講じ、必ず改善することが必要となる。 〕

<検討課題>

- ① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、<是正勧告>には相当しないものの、改善を図るべき事項。
② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該専門職大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される事項。

〔 <検討課題>の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画と措
置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。 〕

<長所>

- ① 当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している事項。
② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上がっている、又は十分に機能している事項。

<特色>

- ① 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、<長所>として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取り組みとして評価できる事項。

事項の種類	当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項	専門職大学院に関わる法令事項	個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項
認証評価における提言	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・是正勧告 ・検討課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・長所 ・特色 ・検討課題

- (6) 評価の結果、「是正勧告」の状況を総合的に判断して、本基準に適合しているか否かを判定する。この際、「不適合」の判定は、専門職大学院として重大な問題が認められる場合に行う。

グローバル法務系専門職大学院基準

平成 31 年 1 月 31 日決定

令和〇年〇月〇日改定

1 使命・目的

社会は変転してやまず、さまざまな形で課題を生じさせ、それに対応できる人材へのニーズを生んでいる。総じて専門職大学院は、生起する課題やニーズを的確にとらえ、これに応え得る高度の専門的知識・技能と倫理性を備えた専門職業人を養成することを使命としている。そしてそのことによって、より良い社会の形成に貢献し、社会に付加価値を与え続ける営為体でなければならない。個別の専門職大学院がそれぞれの目的を定めるにあたっては、こうした使命や設置大学の理念・目的を踏まえるとともに、当該専門職大学院としてどのような存在価値を持とうとするのかを明らかにし、それによって、十分に教育研究等の諸活動の展開が可能となるようにしなければならない。

○ 基礎要件

この大項目に関わる基礎的な要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し適切なものであること。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
目的の設定	1-1	当該分野の専門職大学院が担う基本的使命及び設置大学の理念・目的を踏まえ、当該専門職大学院の目的を設定していること。またその目的は、当該専門職大学院の存在価値や目指す人材養成等の方向性を示すものとして明確であること。

2 教育課程・学習成果、学生

専門職大学院における人材の養成は、明確な学習成果目標、体系的に設計された教育課程と、それに適った授業形態、教育方法、教材等による教育の実施、また、そうした教育にふさわしい学生の受け入れや学生に対する学習その他の支援の実施とが相互にあいまって初めて実現される。各専門職大学院は、これらを一連のものとしてとらえ、行っていかなければならない。

専門職大学院で養成する人材は、高度の専門的能力と倫理性等の資質を備えた専門職業人であり、良い社会を主体的に考え、その形成をリードするような存在である。したがって、実践的な知識・技能が求められるとはいえ、それは理論に裏打ちされ、批判的・客観的視座を有しながら現実と対峙できるようなものでなければならない。また、専門職大学院制度が国内外で活躍できる高度専門職業人の養成を目指して創設されたことに鑑み、社会的・国際的に活躍できる人材養成につながる教育を提供しなければならない。さらに、今日では社会の変化や技術革新が急速に進展しており、法務分野における課題等も常に新しい様相を伴って現れ出ている。こうした点にも十分留意しつつ、専門職大学院として期待される使命を果たしていくことは、極めて重要なことである。

当該専門職大学院の修了にあたり、学生がどのような能力・資質を身に付けたかを把握することは、学生自身の学習成果の評価のためだけでなく、当該専門職大学院の教育によってもたらされた成果を明らかにし、その適切性を検証するためにきわめて重要である。その際、とりわけ個々の授業科目における成績評価にあっては、方法・基準が適切であることはもとより、公正性・厳格性を担保することが必要である。また、社会という背景を持ち、有為な人材を送り出すことを使命とする以上、学位授与を適切に行うとともに、修了者の進路状況等にも目を向け、それを適切に踏まえて当該専門職大学院における教育の適切性を検証していくことが必要である。

学生の受け入れにあっては、求める学生像等を明確に打ち出し、これを踏まえながら適切かつ公正な選抜を行っていくことはもとより、学生の定員管理についても特段の注意が求められる。定員管理は、適切な教育環境を継続的に保証し十分な教育効果を上げていくために極めて重要である。

このほか、各専門職大学院は、学生支援に関する諸措置を講じ、各学生がそれぞれの状況に関わらず十分に学習に取り組み、そして進路選択・キャリア形成を遂げていけるよう図らなければならない。

○ 基礎要件

この大項目に関わる基礎的な要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し適切なものであること。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
学位授与方針 及び教育課程 の編成・実施 方針	2-1	当該分野の専門職大学院が担う基本的な使命に適合し、期待する学習成果を明示した学位授与方針を定めていること。また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育の内容や方法等の妥当性を明確に説明していること。
教育課程の設 計と授業科目	2-2	<p>基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論に裏打ちされた実践ができる高度専門職業人を養成するために、期待する学習成果の達成に必要な授業科目を開設していること。その際、次に掲げる事項を踏まえ、各授業科目を配置していること。</p> <p>(1) 法務分野における高度な専門知識、広い見識及び実務能力の涵養</p> <p>(2) 国際的な実践の場で活躍できる能力の涵養</p> <p>(3) 教育課程の系統性</p>
	2-3	固有の目的に基づき、特色ある教育課程を編成していること。
	2-4	社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人を養成し続けていくために、固有の目的や中・長期ビジョン等に基づき、技術革新や社会の変化を踏まえた教育となるよう努めていること。
	2-5	授業時間帯や時間割は、学生の履修に支障がないものであること。
教育の実施	2-6	学生に期待する学習成果を踏まえ、その達成にふさわしい授業形態（講義、演習、実習等）、方法（ケーススタディ、フィールドワーク、討論、質疑応答等）及び教材を用いていること。また必要に応じてインターンシップを実施したり、ゲスト・スピーカーを招聘するなど当該職業分野の関係機関等と連携した教育上の工夫を行っていること。
	2-7	通信教育や e-learning 等の時間的・空間的に柔軟な形態で授業を行っている場合、使命・目的の達成につながる十分な教育効果をあ

		げることのできる、適切な内容及び方法となっていること。
	2-8	学生の円滑な学習のため、下記のような取組みを行っていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・シラバスの作成と活用 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援
	2-9	教育を実施するうえでふさわしい教室、その他必要な施設・設備を備え、かつ適正な学生数で教室等を利用していること。
	2-10	学生の学習効果の向上に向け、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。
	2-11	図書館（図書室）は、学習及び教育研究活動に必要な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境が学習及び教育活動を支えるものとして十分なものであること。
学習成果	2-12	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ学生に明示したうえで、学生の学習にかかる評価を公正かつ厳格に行っていること。また、その結果について組織的に検証を行っていること。
	2-13	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応する仕組みを整備し、かつ、学生に対して明示していること。また、その仕組みを適切に運用していること。
	2-14	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって修了認定を行い、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。
	2-15	学生の学習成果を把握・評価していること。また、学習成果や修了者の進路状況等を踏まえ、当該専門職大学院における教育の適切性を検証していること。加えて、必要に応じ、それを踏まえて教育課程や授業方法の改善・向上策をとっていること。

学生の受け入れ	2-16	学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受け入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
	2-17	選抜方法及び手続をあらかじめ公表したうえで、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜していること。
	2-18	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。
学生支援	2-19	適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と協働により、進路選択・キャリア形成に関する相談・支援を行っていること。
	2-20	適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と協働により、社会人、留学生、障がい者をはじめ、多様な学生が学習を行っていくための支援を行っていること。
	2-21	適切な体制のもと、教員と事務職員等の役割分担と協働により、在学生の課外活動や修了生の卒後活動に対して必要な支援を行っていること。

3 教員・教員組織

専門職大学院として負う使命を果たし、またそれぞれが掲げる目的の実現を果たすために、各専門職大学院は教育研究上必要かつ十分な数の専任教員を置かなければならない。その際、専門職大学院で養成する人材は、高度の専門的能力と倫理性等の資質を備えた専門職業人であり、理論に裏打ちされた実践が可能な者であることに十分留意しなければならない。そのため、専攻分野について優れた研究業績や高度な実務経験等を有し、かつ教育上の指導能力を有する教員を置くことはもとより、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と、主に高度な実務経験等を有する教員（実務家教員）のバランスをとることが必要である。また、当該専門職大学院における教育研究活動の持続可能性を確保し、その活性化を図っていくことに留意した専任教員構成でなければならない。

将来にわたって教育研究活動の水準を維持するうえでは、優れた研究業績や高度な実務経験等を持つ者を適切に任用する必要がある、教員の募集、任免及び昇格は所定の手続及び方法によって公正に実施することが必要である。また、組織的な取組みによって教員の資質向上を図り、研究者教員と実務家教員の相互理解と協働に努めること、各教員の研究活動（学術的な研究、実務に基づく研究）等を促進することが重要である。さらに、専任教員に求められる役割は授業科目の担当のみならず、当該専門職大学院の運営等にも及ぶことから、各専門職大学院においてそれぞれの専任教員の役割を明確にし、専任教員の諸活動等について適切に評価しなければならない。

専任教員に対してはその教育研究活動の条件及び環境を整備し、それを適切に運用しなければならない。そのことによって、専任教員の十分な教育研究活動を保障し学問的創造性の伸長につなげることが必要である。

○ 基礎要件

この大項目に関わる基礎的な要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令の基準等に合致し適切なものであること。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
教員組織の編制方針	3-1	教員組織の編制方針を定め、当該専門職大学院の教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的なデザイン（教員数、分野構成、研究者教員と実務家教員のバランス等）を明確にしていること。

教育にふさわしい教員の配置	3-2	基本的な使命及び固有の目的を実現し、理論と実務を架橋する教育を十分に実施できるだけの専任教員を教員組織の編制方針に即して配置していること。その際、主に学術的研究の業績を有する教員（研究者教員）と主に高度な実務経験等を有する教員（実務家教員）を適切なバランスで配置していること。
	3-3	専任教員は、何れも以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 ・ 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 ・ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
	3-4	教育課程の中核をなす授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。それらの科目に兼任又は兼任教員を配置する場合は、あらかじめ定められた基準及び手続によっていること。
	3-5	専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学院の分野特性を踏まえつつ多様性に配慮したものであること。
教員の募集・任免・昇格	3-6	教員の募集、任免及び昇格について、適切な内容の基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。
教員の資質向上等	3-7	専任教員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、実務家教員のみならず研究者教員の実務に関する知見の充実や、実務家教員の教育上の指導能力及び大学教員に求められる職能に関する理解の向上に特に努めていること。

	3-8	当該専門職大学院の教育や実社会への応用につなげていくため、当該専門職大学院としての研究のあり方を明らかにし、組織的な研究支援を行っていること。また、研究者教員にあつては専門分野の学術的研究に取り組み、実務家教員にあつては法務分野に関する知見の充実及び刷新を図り、実務に基づく研究等に継続的に取り組むよう促していること。
	3-9	専任教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献等について、適切に評価していること。
教育研究条件・環境及び人的支援	3-10	専任教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保証、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。
	3-11	専門職大学院として継続的な研究成果を創出するため、若手教員が研究活動に必要な時間を確保できるようにすること。また、所属する教員が教育研究活動を継続できるよう、ライフステージに応じた支援をしていること。

4 専門職大学院の運営と改善・向上

各専門職大学院は、その適切な運営と恒常的な改善・向上に努め、安定的・発展的に教育研究活動を展開していかなければならない。この一環において、当該専門職大学院としての固有の意思決定及びその遂行が可能であるように図らなければならず、教育の企画・設計等における責任体制を明確にしていることが必要である。また、教育研究活動の改善・向上を恒常的に図っていくために、各専門職大学院は組織的・継続的に自己点検・評価を行わなければならない。その際、多角的な視点に立つ工夫をすることが求められる。

専門職大学院は、社会における課題やニーズを捉え、そしてより良い社会の形成、価値付与のために、教育研究活動を展開する使命を負っている。そのため、社会との関係を適切に構築し、当該専門職大学院の充実のために活用していくことが求められる。また、専門職大学院がその運営と諸活動の状況について情報を公開し説明責任を果たすことは、社会の理解を得、その存在意義を高めるために必要である。

○ 基礎要件

この大項目に関わる基礎的な要件が「基礎要件データ」上に正しく表示され、かつそれらが法令要件等に合致し適切なものであること。

○ 評価の視点

項目	評価の視点	
専門職大学院の運営	4-1	当該専門職大学院固有の意思決定及びその遂行を担う組織体制に加え、事務組織を整備し、教員と事務職員等の役割分担と協働により、専門職大学院の適切な運営を行っていること。
	4-2	教育の企画・設計等における責任体制が明確であること。
	4-3	教育内容、教員人事等で関係する学部・研究科等がある場合、適切に連携等を行っていること。
自己点検・評価と改善活動	4-4	自己点検・評価のための手続を明確にし、かつ責任ある体制のもとで組織的・継続的な自己点検・評価を行っていること。その際、修了生等の意見や学生の意見を勘案するなど、多角的な視点に立つ工夫をしていること。また、その結果を教育研究の改善・向上に結び付けていること。

	4-5	認証評価等において改善の必要性を指摘されたものについては、適切に対応していること。
社会との関係、情報公開	4-6	教育課程連携協議会を活用するなど、社会の意見を当該専門職大学院の運営やその改善・向上において勘案していること。
	4-7	当該専門職大学院の運営と諸活動の状況について情報を公開し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について社会の理解形成に向けて取り組んでいること。
	4-8	企業その他の外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等を結んでいる場合においては、その決定・承認を適正な手続で行い、また資金の授受・管理等を適切に行っていること。